

燃料小売業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	16~17	所内にて、会社ルールでは2名以上でヘルメットを着用し作業することになっていたが、他の人が忙しかった為、一人でヘルメットの着用を失念したまま、雑品庫の2階部分を清掃する為、左手に箒と塵取りを持ち、壁面設置はしごを登っていた際、はしご最上段部分を握り損ね、床面へ転落し、床面と雑品庫入口扉を開放するために置いたバッテリーに腰、背中 of 順で体を強打し、最後に雑品庫入口扉に頭部を打ち、負傷したものである。	35	—
6	15~16	ガソリンスタンドのピット（作業場）内で車両整備中に、脚立に足を掛けて登ろうとした際に、ピット段差部の隙間に脚立の脚が挟まり、バランスを崩し転倒した。その際に、付近に設置されていた廃油受けに左肩を強打した。	38	10 ~ 29
7	9~10	当社倉庫兼作業所にて、重機部品（プラウ）の塗装作業中に、部品上面塗装のためには高さが足りなかったため、近くにあったビールケースを足場として利用し、作業中に後方へ足を踏み外して、しりもちをつく形で転倒し、脊椎を痛め、入院となる。	77	1 ~ 9
9	16~17	脚立に上り1BOX車両の屋根を手洗い洗車中、脚立（高さ900mm）の3段目から2段目（600mm）に降りる際、足を滑らせ後ろ向きに地面へ落下した。	28	10 ~ 29
10	11~12	ハウスクリーニング中に、キッチン吊戸棚を清掃していたとき、高所の為、脚立に乗って作業中、足を踏み外し落下。右足で着地し、かかとを強打。痛みがあったので病院へ行った。捻挫と診断されたが、なかなか痛みがひかなかったため病院をかえたところ、骨折もしている事がわかった。歩くこともできなくなった。	60	10 ~ 29

10	16～ 17	弊社構内において、灯油計量機の脇の柱にPOP広告（横900mm×縦1800mm）を、7段脚立（高さ2093mm）を使用して、同柱上部に貼り付け作業中、転落し受傷した。	25	10 ～ 29
10	14～ 15	常設の洗車場にて、コーティングの準備作業の爆白（水垢取り）を車両の側面から行い、最後に屋根の部分を進めていた。作業を終了し脚立から下りる際、足のかけ違いで滑り転落。頭部、右腕部を強打した。本人は転落直前から、病院のCT検査直前の間の記憶が完全に消えてしまっている。	60	1 ～ 9
11	13～ 14	洗車場で洗車作業中に脚立に立った時、強風により身体のバランスを崩し脚立より落下した。右肩付近の痛み、左右手首の捻挫、左かかとの打撲、右手首の捻挫。両ももの痛み、両ふくらはぎの痛み、背部、腰部の捻挫となった。	48	1 ～ 9
11	8～9	作業所内の高所に置いてある商品を整理するため、棚に脚立を立て掛け作業をしていた。作業が終わり、脚立を降りようとした際に、脚立が滑りバランスを崩して背中から落下し、作業所内の機械に背中をぶつけ、床に落ちた。	55	1 ～ 9
11	13～ 14	当社洗車拭き上げ場所において、お客様の車（大型車）を拭き上げ作業をしている時、右側側面前側を拭き終わり、後部側に移り脚立に登り拭く作業をし、その脚立を横に移動した瞬間ロックが外れ脚立の脚が内側に折れてしまいバランスを崩し、転倒し頭部・肩・腰・踝付近を強打して打撲する負傷をした。	52	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html